

工事請負契約に係る 設計変更ガイドライン

令和6年11月

西予市総務部財政課契約監理室

改定履歴

改定日	内容
令和6年11月1日 ※令和6年12月1日以降に当初設計 を行う建設工事に適用	策定

目 次

1	ガイドライン策定の目的	1
2	適用	1
3	設計図書作成時の留意点	1
4	設計変更時の留意点	3
5	設計変更の対象とならないケース	4
6	設計変更の対象となり得るケース	4
7	設計変更フロー	8

1 ガイドライン策定の目的

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）」においては、発注者の責務として、「適切に施工条件を明示するとともに、必要と認められるときは、適切な設計図書の変更及びこれに伴う請負代金の額又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

このガイドラインは、品確法に定める発注者の責務を果たすため、設計変更に係る手続きやルールを明確にし、受発注者の共通指針として、設計変更を適切に実施することを目的とする。

2 適用

このガイドラインは、西予市が発注する建設工事（土木）の設計変更に適用する。ただし、土木以外の建設工事については、このガイドラインに準じて取り扱うものとする。

3 設計図書作成時の留意点

設計変更を適切に行うためには、その前提となる設計図書が適正に作成されていることが重要となる。

（1）現場条件等の確認

発注者は設計図書の作成に先立ち必ず工事施工箇所の現場に臨場し、工事施工に影響を及ぼすポイントを確認するものとする。

[主な確認点]

- ・発注範囲の確認
- ・用地境界の確認
- ・工事施工に必要な仮設備や仮設ヤードの借地範囲の確認
- ・支障物件の有無の確認
- ・施工機械の搬入路（経路、幅員、高さ・重量制限等）の確認
- ・仮設道の設置が必要な箇所の確認
- ・既設構造物の状態の確認
- ・安全対策の必要性の確認
- ・通行制限、迂回路の有無の確認
- ・排水計画の確認

（2）施工条件明示の必要性

施工条件は、契約条件となるものであることから、当初設計時には現場をあらかじめ確認したうえで施工条件を適切に把握し、現場の実情に即した積算を実施するとともに、工事内容等に応じて設計図書のなかで適切に明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約に基づき、適切に対応するものとする。

（3）条件明示すべき事項

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期 2. 施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合はその項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間

用地関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等
公害関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害（騒音、振動、粉じん、排出ガス等）防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 3. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、時期 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 4. 交通誘導警備員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容
工事用道路関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般道路を搬入路として使用する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用時期、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（在置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合（指定仮設）は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引渡場所等 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 仮設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 7. 部分使用を行う必要がある場合、その箇所及び使用時期

[条件明示の記載例]

(工程関係)

- ・本工事の〇〇工は、は〇年〇月〇日までに着手（完成）すること。

(仮設備関係)

- ・本工事で設置する仮橋は工事完了後も在置し、今後発注予定の▽▽工事に引き渡すものとする。
なお、仮設期間は全体で×箇月見込んでいる。

(その他)

- ・車道舗装及び打換工については夜間施工とする。

4 設計変更時の留意点

○標準積算基準の考え方

標準積算基準は、公平性と競争性の確保を重視し、標準的な施工能力を有する建設業者が標準的な工法で施工する場合に必要な経費を算出することを基本としている。標準積算は、標準的な工法等と実際の施工が異なることを許容するものであり、標準工法と比べて効率的な施工となった場合又は標準工法で施工が可能であるにも関わらず非効率な施工が行われた場合においても施工方法等の違いは設計変更の対象とはならない。

○指定・任意の考え方

指定・任意については建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第1条第3項に基本的な考え方が定められており、適切に扱う必要がある。

- ・任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- ・任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更することができる。

【約款第1条第3項】

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

仮設、施工方法には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
(指定以外は任意)

任意については、受注者が自らの責任で行うもので、仮設、施工方法等の選択は、受注者にゆだねられている。
(変更の対象としない。)

- ・発注者(監督員)は任意の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要
- ・工事の施工は指定事項で示さない場合、積算上(施工パッケージ型等)の工法で拘束できない。
機械の規格・機種選定、仮設備に関する選定、施工効率等に関する事項等が該当する。
(設計書に機械の規格等が明示されている場合、監督員との協議を要する。)

ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更することができる。

指定、任意の考え方

	指 定	任 意
設計図書の記載	施工方法について具体的に示す (契約条件として位置付け)	施工方法について具体的には示さない (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 (施工計画書の変更・提出は必要)
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の <u>対象となる</u>	設計変更の <u>対象とならない</u>
当初明示した条件の変更に対応した設計変更	設計変更の <u>対象となる</u>	設計変更の <u>対象となる</u>

5 設計変更の対象とならないケース

- (1) 契約図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工した場合
- (2) 発注者と「協議」を行っているが、発注者からの回答前に施工した場合
- (3) 「承諾」で施工した場合
- (4) 約款第 18 条から第 20 条まで、第 22 条から第 26 条まで及び共通仕様書（工事請負契約書特約第 1 条において適用する愛媛県土木工事共通仕様書をいう。以下同じ。）1-1-1-13 から 1-1-1-14 に定められた所定の手続きを経ていない場合
- (5) 口頭のみでの指示・協議等、正式な書面によらない場合

6 設計変更の対象となり得るケース

- (1) 約款第 18 条に該当（条件変更等）

<p>(条件変更等)</p> <p>第 18 条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。 (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 <p>2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>4 前項の調査の結果、第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し設計図書の訂正を行う場合にあっては、発注者が行うこと。 (2) 第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当し、工事目的物の変更を伴う設計図書の変更を行う場合にあっては、発注者が行うこと。

- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更を行う場合にあっては、発注者と受注者とが協議して発注者が行うこと。
- 5 発注者は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

【事例】

- ①第1項第1号 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ②第1項第2号 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - ・条件明示する必要があるにも係らず土質に関する条件明示がない。
 - ・図面に設計寸法の明示がない。
 - ・地下水位に関する一切の条件明示がない。
 - ・交通誘導警備員についての条件明示がない。等
- ③第1項第3号 設計図書の表示が明確でないこと。
 - ・土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確
 - ・水替工実施の記載はあるが、運転条件（作業時排水・常時排水）について不明確
 - ・数量等の内訳が明確でない場合 等
- ④第1項第4号 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - ・設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない。
 - ・交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない。
 - ・地下水位が現地条件と一致しない。
 - ・所定の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で現地条件と一致しない。
 - ・その他、新たな制約等が発生した場合 等
- ⑤第1項第5号 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

(2) 約款第19条に該当（設計図書の変更）

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合

(3) 約款第20条に該当（工事の中止）

（工事の中止）

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、第2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

受注者の責に帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合

【事例】

- ・関係機関協議が未了のため工事に着手出来ない場合
- ・掘削中に予見出来ない埋設物が発見された場合
- ・設計図書に工事着工時期が定められた場合、その期日までに受注者の責によらず施工できない場合
- ・警察、河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

- ・ 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された場合
- ・ 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- ・ 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない場合
- ・ 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- ・ 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ・ 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため、施工を続けることが困難な場合
- ・ 埋蔵文化財発掘又は調査、その他の事由により工事を施工できない場合 等

(4) 約款第 22 条に該当(受注者の請求による工期の延長)

(受注者の請求による工期の延長)

第 22 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

受注者は、天候の不良、関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

【事例】

- ・ 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
- ・ 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
- ・ その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合 等

(5) 約款第 23 条に該当(発注者の請求による工期の短縮等)

(発注者の請求による工期の短縮等)

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

【事例】

- ・ 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
- ・ その他の事由(地元調整、関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合 等

(6) 「設計図書の照査」の範囲を超える作業

共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等

1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図を貸与することができる。ただし、市販及びホームページ等に掲載されているものについては、受注者が備えなければならない。

2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合

【事例】

- ・ 構造物の位置・高さ・延長等が変更となり構造計算の再計算が必要 等

(7) 指示書への概算金額の記載について

発注者からの指示又は受発注者間の協議に基づき契約変更に先だって受注者に作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書）にて指示を行うこと。また、変更追加指示が新規工種の場合は指示書にその内容に伴う増減額の概算金額を記載するよう努める。

ここで記載する概算金額（請負代金額の増減額）は「参考値」であり、契約変更金額を拘束するものではない。なお、緊急的に作業を指示する必要がある場合や、概算金額の算定に時間を要する場合は、概算金額の記載は省略できるものとする。

7 変更設計フロー

約款第 18 条関係

